税理士法人 資産経営パートナーズ

税務会計ジャーナル

1 月号
2026年度

01

交通費はどこまで経費にできる？

事業に関わる交通費はどこまで経費にできるのでしょうか。出張や営業での移動費は経費になりますが、自宅から会社への通勤費は経費になりません。その線引きを正しく理解することが節税の第一歩です。今回は、交通費を経費計上する際のポイントをわかりやすく解説します。

02

【2026年度税制改正大綱】変更点の解説 ―賃上げ促進税制の厳格化

2026年度税制改正大綱では、「賃上げ促進税制」の見直しが大きなトピックの一つとなりました。賃上げを行った企業に税額控除を与えるこの制度について、企業規模に応じた扱いが変更されます。特に中小企業にとっては、適用要件の厳格化と将来的な制度終了が示されており、注意が必要です。

03

【2026年度税制改正大綱】変更点の解説 ―インボイス制度の特例見直し

2026年度税制改正大綱では、2023年に導入されたインボイス制度に関連する特例措置について、大きな見直しが示されました。インボイス制度移行期の中小・零細事業者への配慮と、消費税の公平性確保のバランスを取る観点から、現在の「2割特例」の終了に伴い新たな特例が設けられる一方、免税事業者との取引に係る仕入税額控除の経過措置は段階的に縮減されることになります。

交通費はどこまで経費にできる？

事業に関わる交通費はどこまで経費にできるのでしょうか。出張や営業での移動費は経費になりますが、自宅から会社への通勤費は経費になりません。その線引きを正しく理解することが節税の第一歩です。今回は、交通費を経費計上する際のポイントをわかりやすく解説します。

仕事にかかる交通費と通勤費の違い

交通費にはいくつかの種類があります。業務で発生する交通費（旅費交通費）と、会社に通うための通勤費（通勤手当）では性質が異なります。取引先訪問や出張に使った交通費は事業に必要な支出なので経費にできます。通勤手当は会社にとっては給与等として経費になりますが、従業員側では一定額までは所得税がかからない“非課税通勤手当”として扱われます。

経費に計上できる交通費の例

ポイントは、その移動が業務に必要かどうかです。必要な交通費であれば基本的に経費として計上できます。例えば、取引先訪問にかかる電車やバス代、遠方出張の新幹線・飛行機代、宿泊費などは事業に必要な交通費です。また、業務に関連した研修やセミナー参加のための交通費も経費計上できます。このように事業との関連が明確な交通費は、積極的に経費にして問題ありません。

経費にならない交通費と注意点

反対に、事業と無関係な移動費は経費にできません。プライベートな旅行や観光の交通費はもちろん、友人との食事に出かける際の交通費などもすべて経費対象外です。また、業務の移動と私用が混在する場合は、事業のための分だけを経費に計上します。例えば、出張のついでに観光した費用は除外し、自家用車を仕事で使った場合は走行距離などに応じて按分して業務利用分のみを経費にします。さらに、移動手段にも注意が必要です。近距離で安易にタクシーを使ったり、新幹線で不要にグリーン車（特等席）を利用したりすると、「過度な支出」とみなされ経費と認められない可能性があります。経費にするには合理的な業務上の理由が必要です。どうしてもタクシーやグリーン車を利用する必要があったときは、領収書などにその理由をメモしておきましょう。

交通費を経費にできるかどうかは、その移動が仕事に必要かどうかで決まります。業務に関連する交通費は積極的に経費計上し、プライベートな移動費は明確に切り分けましょう。ルールを正しく理解し、領収書の保管や記録を徹底すれば、安心して交通費を経費にすることができるでしょう。

【2026年度税制改正大綱】変更点の解説 ―賃上げ促進税制の厳格化

2026年度税制改正大綱では、「賃上げ促進税制」の見直しが大きなトピックの一つとなりました。賃上げを行った企業に税額控除を与えるこの制度について、企業規模に応じた扱いが変更されます。特に中小企業にとっては、適用要件の厳格化と将来的な制度終了が示されており、注意が必要です。

大企業向けの賃上げ税制を適用期限前倒しで廃止

まず、大企業を対象とした賃上げ促進税制については、当初予定されていた適用期限を待たずに2026年3月31日に前倒しで廃止されることになりました。これは近年、物価高の下でも賃金上昇率が過去の水準を上回る状況となり、税制による支援がなくとも大企業は自律的な賃上げを継続できるとの判断によるものです。したがって、2026年度以降は大企業向けの賃上げ促進税制による税額控除の適用はなくなります。

中堅企業向け措置は2026年度に要件を強化して継続

一方、従業員2000人以下の中堅企業に対する賃上げ促進税制は、2027年3月末まで継続されますが、その最後の年度となる2026年度は要件がより厳しくなります。具体的には、継続雇用者給与等支給額の対前年増加率について、これまでの「3%以上」から「4%以上」に引き上げられます。つまり、中堅企業が税額控除を受けるには前年比で4%を超える賃上げを達成する必要があります。また、税額控除率についても見直され、賃上げ幅が一定水準に達した場合のみ加算措置が適用されるように変更されます。

中小企業向け賃上げ税制は2026年度で終了予定

中小企業向けの賃上げ促進税制は、現行制度がおおむね維持される予定です。適用期限後については、制度の実績等を踏まえて必要な見直しを検討するとされています。また、これまで中小企業で賃上げと併せて教育訓練費を増加させた場合に上乗せされていた「教育訓練費増加額に対する控除加算」については廃止され、給与増加額に対する控除率は最大45%から35%に引き下げられました。

賃上げ促進税制の見直しにより、大企業では制度が廃止され、中堅企業でも税制の恩恵を受けるためのハードルが上がりました。2026年度において税額控除を受けたい中堅企業は、従業員の賃金を前年比4%以上増やすなど、新たな要件を満たす必要があります。中小企業についても適用期限が延長されない可能性や制度自体が大きく変更される可能性もあり、活用を検討されている場合は早めの対応が求められます。今後の制度変更の動向にも留意しつつ、自社の賃上げ計画を検討していきましょう。

【2026年度税制改正大綱】変更点の解説 ―インボイス制度の特例見直し

2026年度税制改正大綱では、2023年に導入されたインボイス制度に関連する特例措置について、大きな見直しが示されました。インボイス制度移行期の中小・零細事業者への配慮と、消費税の公平性確保のバランスを取る観点から、現在の「2割特例」の終了に伴い新たな特例が設けられる一方、免税事業者との取引に係る仕入税額控除の経過措置は段階的に縮減されることになります。

インボイス制度の2割特例が2026年9月末で終了

現在、インボイス制度の経過措置として「2割特例」と通称される措置が取られています。これは、免税事業者だった小規模事業者が課税事業者を選択してインボイス発行事業者になった場合に、納める消費税額を売上にかかる消費税額の2割相当とする特例措置です。この2割特例はインボイス導入後3年間の時限措置として実施されてきましたが、その予定通り2026年9月30日をもって終了します。したがって、2026年10月以降はこの特例による納税軽減は受けられなくなる見込みです。

負担軽減のため小規模事業者に「3割特例」を創設

2割特例の終了後、インボイス制度への対応で事務負担が大きい小規模な個人事業者に対し、新たな経過措置として「3割特例」が創設されます。こちらは2027年以降の2年間に限り適用される特例で、対象となる事業者は納税額を売上税額の3割（に抑えることができます。これにより、インボイス発行事業者となった小規模事業者でも消費税の納税負担を一定程度軽減しつつ、インボイス制度への円滑な定着を図る狙いがあります。ただし、この3割特例はあくまで時限措置であり、2028年9月末までの期間限定である点に留意が必要です。

仕入税額控除の経過措置を2年延長し段階的に縮小

インボイス制度では、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除を制限する経過措置が導入されています。当初の計画では2026年10月以降、仕入税額控除は50%に縮減される予定でした。しかし今回の改正で、この経過措置の最終期限が2年延長されるとともに、控除割合を段階的に引き下げるスケジュールが示されました。具体的には、2026年10月から2028年9月までは控除割合を70%、2028年10月から2030年9月までは50%、2030年10月から2031年9月までは30%とし、2031年9月末をもってこの経過措置自体が終了します。なお、一部の大口取引による租税回避を防止する観点から、同一の免税事業者からの仕入れについて適用できる控除対象額の上限が現行の10億円から「1億円」に引き下げられる措置も講じられます。

インボイス制度をめぐる特例見直しにより、小規模事業者への配慮と課税の公平性確保の両面が打ち出されました。2割特例の終了と3割特例の導入によって、徐々に本来の納税水準へ移行させつつ、急激な負担増を緩和する姿勢が示されています。免税事業者との取引に関する仕入税額控除についても長めの猶予期間が設けられましたが、最終的には控除が段階的に縮小・廃止される流れです。今後は、新たなスケジュールを踏まえて取引先や自社の課税事業者選択の方針を見直し、将来を見据えた消費税対応策を検討していくことが重要となるでしょう。